

# ひとり親家庭のための 福祉のしおり

令和 6 年度版



岡崎市

# も く じ

<b>1 経済的支援</b>	ひとり親家庭の手当支給 (児童扶養手当(国)・愛知県遺児手当(県)・岡崎市遺児手当(市)) 児童手当 医療費の助成 国民健康保険料の減免・国民年金保険料の免除 住民税の軽減 公正証書作成費等の補助 JR 通勤定期の割引 母子父子寡婦福祉資金の貸付 生活福祉資金の貸付	P.1
<b>2 教育支援</b>	就学援助制度 子どもの生活・学習支援事業 私立高等学校等授業料補助制度 高等学校等在籍者の家庭への負担軽減制度 岡崎市の奨学金制度 その他修学支援制度	P.10
<b>3 子育て支援</b>	子育て短期支援事業 一時預かり保育事業 ファミリー・サポート・センター 児童育成センター 民間児童クラブ 子ども食堂 子ども・若者総合相談センター	P.13
<b>4 就労支援</b>	母子家庭等就業支援センター事業 児童扶養手当受給者の就労支援 その他の就職・職業相談機関 母子・父子家庭自立支援給付金	P.16
<b>5 住宅支援</b>	母子生活支援施設への入所 市営住宅の入居・家賃減免 県営住宅の入居等 民間賃貸住宅への入居等に関する相談	P.19
<b>6 困ったときの相談</b>	ひとり親家庭相談 家庭児童相談 DV相談 女性相談 男性相談 その他相談	P.20

# 1 経済的支援

## ひとり親家庭の手当支給

TEL23-6150

(FAX23-7279)

子育て支援室 手当給付係 東庁舎 1階12窓口

ひとり親の手当には、児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当（県）、岡崎市遺児手当（市）の3種類があり、所得の状況、家族の状況などにより申請できる手当、申請できない手当があります。

### 1 受給できるかた（ から のいずれかに該当する児童を育てている父、母または養育者のかた）

父母が離婚している	父または母から1年以上遺棄されている
父または母が死亡している	父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
父または母が重度の障がい者	父または母が1年以上拘禁されている
父または母の生死が明らかでない	母が婚姻しないで出生している

### 2 申請手続きの流れ

- (1) 子育て支援室窓口にお越しください。制度内容、留意事項を説明します。
- (2) ひとり親になった経緯、子の養育状況、所得状況等を聞き取り、受給資格があるか確認した後、申請必要書類を案内します。
- (3) すべての書類が揃ったら子育て支援室に提出してください。

手続きには必ず申請者ご本人がお越しください。代理による申請はできません。

手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

正確に状況を把握するため、申請者の事情等について詳しく質問をすることがありますのでご了承ください。

### ご注意ください！

受給者は、毎年8月中に、現況届の提出が必要です。（更新手続き）

更新手続き書類の提出と面談により、受給資格について再確認させていただきます。

**必ず受給者ご本人がお越しください。代理による届け出はお受けできません。また、この届け出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなりますので必ず期限内に提出してください。**

手当を受給してから以下のような事由に該当した場合は、手当の受給資格がなくなります。

**母または父が**…婚姻したとき。事実婚関係にあるとき。子を監護しなくなったとき等。

**子が**…受給者でない父または母と生計を同じくしているとき。児童入所施設等に入所又は里親に委託されているとき等。

手当の受給資格がなくなったのに届出をしないまま手当を受けていた場合は、児童扶養手当法等の規定に基づき、その期間の手当金額を返還していただきます。

虚偽の申告により手当を受給した場合は、罰則があります。

# 児童扶養手当（国）

## 1 受給できるかた



1ページ「1 受給できるかた」の ~ に該当しているかた

- 児童が18歳に到達する年度の末日までが支給対象となります。
- ただし、心身に中度以上の障がいのある児童は20歳未満となります。

次のような場合、手当は支給されません

児童が	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本国内に住所を有しないとき。</li> <li>○児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき。</li> <li>○父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。(父または母に重度の障がいがある場合は除く。)</li> <li>○受給者以外の父または母と生計を同じくしているとき。(父または母に重度の障がいがある場合は除く。)</li> </ul>
父・母・養育者が	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本国内に住所を有しないとき。</li> </ul>

## 2 支給額(令和6年4月改定)

受給資格者またはその扶養義務者等の前年の所得に応じて支給額が決定します。

養育児童	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人目	45,500円	45,490円~10,740円
2人目	1人目の金額に10,750円加算	1人目の金額に10,740円~5,380円加算
3人目以降	3人目以降 児童1人につき6,450円加算	3人目以降 児童1人につき6,440円~3,230円加算

一部支給の場合の手当額は、児童それぞれで次のようにして算出されます。

児童1人の手当額	手当額 = 45,490円 (所得額 控除額) × 0.0243007
児童2人目の手当額	手当額 = 10,750円 (所得額 控除額) × 0.0037483
児童3人目以上の手当額	手当額 = 6,450円 (所得額 控除額) × 0.0022448 × 児童数

- の係数は、固定された係数ではありません。物価変動等の要因により、改定される場合があります。
- 所得額は、社会保険料控除8万円その他障害者控除等各種控除額を控除後の金額です。
- 控除額は、所得制限限度額の全額支給限度額です。詳しい金額は次ページの「所得制限限度額表」を確認してください。(扶養人数、老人・特定扶養親族または控除対象扶養親族がある場合で、金額が変わります。)

## 3 手当の支払い

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。奇数月の11日(支払日が土・日・祝日にあたる時は直前の金融機関営業日)に、それぞれの前月分までが受給者の指定した口座に振り込まれます。

支払月	支払月分	支払月	支払対象月
5月	3月分、4月分	11月	9月分、10月分
7月	5月分、6月分	1月	11月分、12月分
9月	7月分、8月分	3月	1月分、2月分

#### 4 所得制限

受給資格者またはその扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度(11月分から翌年の10月分まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

所得制限限度額表

扶養親族の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円 (年収およそ120万円)	1,920,000円 (年収およそ310万円)	2,360,000円 (年収およそ370万円)
1人	870,000円 (年収およそ160万円)	2,300,000円 (年収およそ360万円)	2,740,000円 (年収およそ420万円)
2人	1,250,000円 (年収およそ210万円)	2,680,000円 (年収およそ410万円)	3,120,000円 (年収およそ460万円)
3人	1,630,000円 (年収およそ270万円)	3,060,000円 (年収およそ460万円)	3,500,000円 (年収およそ510万円)
扶養親族の数が4人以上の場合は、1人増すごとに380,000円加算			

受給者・児童が公的年金を受けている場合には、公的年金額を差し引いた額が支給されます。

受給者が母の場合は、母または児童が児童の父から受け取った養育費の80%が母の所得に算入されます。

受給者が父の場合は、父または児童が児童の母から受け取った養育費の80%が父の所得に算入されます。

所得控除の内容及び扶養親族により、所得金額から控除または限度額に加算される場合があります。

( )の金額は給与収入での概算額です。おおよその目安としてください。

#### 5 一部支給停止措置について

受給資格を取得してから一定の期間を経過すると支給額が2分の1に減額されます。

##### (1) 対象となるかた

手当を受け始めてから5年経過

(ただし、認定請求をした日において3歳未満の児童がいる場合は、当該児童が3歳に達してから5年)

支給事由発生から7年経過

##### (2) 一部支給停止措置の適用除外

下記のいずれかに該当する場合、必要な書類を期日までに提出することにより一部支給停止措置の対象外となり、これまでと同様に手当を受給できます。(所得の状況や家族の状況等に変化があった場合は、この限りではありません。)

就業している。

求職活動等の自立を図るための活動をしている。

障がいの状態にある。

疾病、負傷または要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である。

監護する児童または親族が障がいの状態にあること、疾病、負傷、要介護状態にあることその他これに類する事由により、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

# 愛知県遺児手当（県）

## 1 受給できるかた



1ページ「1 受給できるかた」の ~ に該当しているかた

○ 児童が18歳に到達する年度の末日までが支給対象となります。

次のような場合、手当は支給されません

児童が	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県内に住所を有しないとき。</li> <li>○父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。</li> <li>○父または母に支給される公的年金給付の加算の対象となっているとき。(H25.4~)</li> <li>○労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき。</li> <li>○児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき。</li> <li>○父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。(父または母に重度の障がいがある場合は除く。)</li> </ul>
父・母・ 養育者が	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県内に住所を有しないとき。</li> <li>○公的年金給付を受けることができるとき。(老齢福祉年金を除く)(H25.4.1~)</li> </ul>

## 2 支給額と支払い

知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月分から支給されます。奇数月の 25日(支払日が土・日・祝日にあたる時は直前の金融機関営業日)に、それぞれの前月分までが受給者の指定した口座に振り込まれます。

### 支給月額

支給開始から	児童1人につき (月額)	支払月	支払月分	支払月	支払月分
1年目~3年目	4,350円	5月	3月分、4月分	11月	9月分、10月分
4年目~5年目	2,175円	7月	5月分、6月分	1月	11月分、12月分
		9月	7月分、8月分	3月	1月分、2月分

支給期間は5年間です。

## 3 所得制限

受給資格者及び受給資格者の扶養義務者の前年の所得が、下表の所得限度額以上ある場合、手当は支給されません。

### 所得制限限度額表

扶養親族の数	受給者	扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
扶養親族の数が4人以上の場合は、1人増すごとに380,000円加算		

受給者が母の場合は、母または児童が児童の父から受け取った養育費の80%が母の所得に算入されます。  
 受給者が父の場合は、父または児童が児童の母から受け取った養育費の80%が父の所得に算入されます。  
 所得控除の内容及び扶養親族により、所得金額から控除または限度額に加算される場合があります。

# 岡崎市遺児手当（市）

## 1 受給できるかた

1ページ「1 受給できるかた」の ~ に該当しているかた

○ 児童が18歳に到達する年度の末日までが支給対象となります。



次のような場合、手当は支給されません

児童が	児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき。 市内に住所を有しないとき。 父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。 (父または母に重度の障がいがある場合は除く。)
父・母・ 養育者が	○市内に住所を有しないとき。

## 2 支給額

児童1人につき月額2,500円

## 3 手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。奇数月の10日(支払日が土・日・祝日にあたる時は直前の金融機関営業日)に、それぞれの前月分までが受給者の指定した口座に振り込まれます。

支払月	支払月分	支払月	支払対象月
5月	3月分、4月分	11月	9月分、10月分
7月	5月分、6月分	1月	11月分、12月分
9月	7月分、8月分	3月	1月分、2月分

## 4 所得制限額

受給者のかたの前年の所得が下表の限度額以上あるときは、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当は支給されません。扶養義務者の所得は計算しません。

所得制限限度額表

扶養親族の数	限度額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円

扶養親族の数が4人以上の場合は、1人増すごとに380,000円加算

受給者が母の場合は、母または児童が児童の父から受け取った養育費の80%が母の所得に算入されます。  
受給者が父の場合は、父または児童が児童の母から受け取った養育費の80%が父の所得に算入されます。  
所得控除の内容及び扶養親族により、所得金額から控除または限度額に加算される場合があります。

離婚等により児童の養育者が代わると児童手当の受給者の変更手続きが必要となります。

## 1 受給できるかた

中学校修了(15歳到達年度最初の年度末)までの国内に居住する児童を養育しているかた



## 2 支給額と支払い

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。6月・10月・2月の10日(支払日が土・日・祝日にあたる時は直前の金融機関営業日)に、それぞれの前月分までが受給者の指定した口座に振り込まれます。

支給要件	支給月額(児童1人につき)
所得制限限度額未満のかたで 3歳未満、3歳以上小学校修了前(第3子以降) <児童手当>	15,000円
所得制限限度額未満のかたで 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)、中学生 <児童手当>	10,000円
所得制限限度額以上のかた <特例給付>	5,000円
所得上限限度額以上のかた	支給対象外

支払月	支払月分
6月	2月分、3月分、4月分、5月分
10月	6月分、7月分、8月分、9月分
2月	10月分、11月分、12月分、1月分

## 3 所得制限(上限)限度額

受給者のかたの前年の所得が下表の所得上限限度額以上あるときは、その年度の手当は支給されません。

所得制限(上限)限度額表

扶養親族の数	所得制限限度額(円)	所得上限限度額(円)
0人	6,220,000円 (年収およそ833万円)	8,580,000円 (年収およそ1,071万円)
1人	6,600,000円 (年収およそ875万円)	8,960,000円 (年収およそ1,124万円)
2人	6,980,000円 (年収およそ917万円)	9,340,000円 (年収およそ1,162万円)
3人	7,360,000円 (年収およそ960万円)	9,720,000円 (年収およそ1,200万円)
扶養親族の数が4人以上の場合は、1人増すごとに380,000円加算		

所得控除の内容及び扶養親族により、所得金額から控除又は限度額に加算される場合があります。

( )の金額は給与収入での概算額です。おおよその目安としてください。



## 医療費の助成

TEL 23-6148

(FAX 27-1160)

医療助成室 福祉医療係 東庁舎1階⑩窓口

母子・父子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の一部負担金を公費で助成しています。(保険のきかない費用や入院時の食事代は自己負担。)



### 医療費の助成を受けられるか

岡崎市にお住まいで、次の(1)及び(2)に該当するか

- (1) 配偶者のいないかた(配偶者が一定の障がいの状態にあるかたを含む)で18歳以下(18歳到達の年度末まで)の児童を現に扶養しているかた及びその児童または父母のいない児童
- (2) 父または母の前年所得(養育費を受けているときは養育費の8割を所得に加算)が児童扶養手当所得制限額未満のかた

## 国民健康保険料の減免 国民年金保険料の免除

国民健康保険: TEL 23-6167

国民年金: TEL 23-6171

(FAX 27-1160)

国民健康保険 国保年金課資格係

国民年金 国保年金課窓口年金係 東庁舎1階⑩窓口

### 国民健康保険

国民健康保険料の納付が困難なひとり親のかたは、加入者の状況や前年所得によって、申請により減免できる場合があります。



### 国民年金

所得額が一定額以下の場合や失業した場合など、経済的な理由により国民年金保険料を納めることができない場合は、申請により保険料の全額または一部を免除する制度があります。



どちらの制度も要件の確認と申請が必要です。担当窓口にてお問い合わせのうえ、申請してください。

# 住民税の軽減

TEL23-6082

(FAX27-1159)

市民税課 東庁舎3階

前年の12月31日現在、現に婚姻をしていないかた又は配偶者が生死不明のかたで、次の要件全てに該当するかた(ひとり親)は、住民税(市民税・県民税)の軽減が受けられます。

- (1) 前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族等とされている者を除く。)を有すること
- (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること
- (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

## 1 内容

### 所得控除(ひとり親控除)

住民税の計算において、所得控除(控除額30万円)を受けることができます。



### 住民税の非課税

前年の合計所得金額が135万円以下であるかたは、住民税が非課税になります。



## 2 手続きの方法

市民税課までお問合せください。

# 公正証書作成費等の補助

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎1階12窓口

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停調書・判決書などの取得について、かかった費用のうち、本人の負担分を補助します。



## 1 対象者

以下の ~ のすべてに該当するかた

養育費の取り決めに係る経費を負担した

養育費の取り決めに係る公正証書等の債務名義を有している

養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している

過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない

## 2 補助金額

上限3万円

詳しくはホームページでご確認ください。

## J R 通勤定期の割引

TEL23-6150

(FAX23-7279)

子育て支援室 手当給付係 東庁舎 1階⑫窓口

児童扶養手当の支給を受けている世帯のかたは、旅客鉄道株式会社(JRの鉄道)の通勤定期運賃が3割引となります。(通学定期は対象外)

**手続きに時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。**

### 1 利用方法

市役所(子育て支援室)で、「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。

### 2 手続きに必要なもの

写真(4cm×3cm、6か月以内に撮影したもの)、児童扶養手当証書

## 母子父子寡婦福祉資金の貸付

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎 1階⑫窓口

母子家庭、父子家庭及び寡婦のかたの生活の安定と児童福祉の増進のため、暮らしに必要な資金の貸付けを行っています。

申し込みには、母子・父子自立支援員への事前相談が必要(要予約)です。

申請から貸付まで1~2ヶ月程度の日数を要しますので、計画を立てお早めにご相談ください。

(児童(子)の修学、就学支度にかかる貸付については、志望校が決まり募集要項等で必要経費や納入期限がわかり次第ご相談ください。)

申請の際には申請者、連帯保証人、また児童(子)の貸付けの場合は対象児童(子)の面談が必要です。

申請前に入学金、授業料等が既に支払済の場合は貸付の対象となりません。

貸付にあたって、納税状況や他の奨学金制度との併用等の確認を行い、審査の結果貸付できない場合もありますのでご了承ください。

**必ず事前に要件を確認のうえ、申請してください。**

## 生活福祉資金の貸付

TEL23-8938

(FAX23-7820)

岡崎市社会福祉協議会 地域支援課 サービスセンター(康生通南)

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯等に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。進学や修学の継続を支援する教育支援資金も生活福祉資金の一つです。

他の公的資金貸付制度を利用することが可能な場合や支払い先等へ分割払いが可能な場合は、まずはそれらで対応できるか検討してください。(他制度優先)

貸付には審査があり、貸付できない場合があります。

申し込みから資金交付まで約1か月かかります。



## 就学援助制度

TEL23-6425

(FAX23-6529)

教育委員会事務局 学校指導課 学事保健係 福祉会館4階

経済的な理由により、子どもの就学にお困りの保護者等のかたに、市立小中学校での学習に必要な費用の一部(学用品費、修学旅行費、給食費など)を援助します。



## 1 援助の内容

学校給食費(全額)、学用品・通学用品費(月定額)、校外活動費(限度あり)、修学旅行費(限度あり)、新入学学用品費(別途申請必要 小学校入学と中学校入学それぞれ定額)

## 2 利用方法

在学する小中学校で申請手続きをしてください。援助の対象となるかたには条件がありますので、ご確認のうえ申請ください。

**現在就学援助を受給中のかたで、以下にあてはまる場合は、上記連絡先にご連絡ください。**

児童扶養手当が資格喪失または支給停止になった。

就学援助申請時から家庭状況に変化があった。(再婚、祖父母と同居し始めた等)

就学援助認定の理由となった条件がなくなった場合、原則としてその時点で打ち切りとなります。

届出なく認定理由の喪失が判明した場合、就学援助打ち切りの日付に応じ、支給された就学援助費を遡って返金していただく場合もあります。

## 子どもの生活・学習支援事業

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎1階12窓口

経済的な理由で学習の機会を得られないことがないようにするため、岡崎市では子どもの生活・学習支援事業を行っております。(参加費無料)

## 1 対象者

児童扶養手当を受給している世帯の小学5年生～中学3年生の児童(中学3年生から優先決定)

## 2 事業内容

- (1) 市内の会場で学習教室形式により各自のペースで苦手教科の克服や高校進学を目標に勉強を進めます。会場ごとに学習をサポートする講師(スタッフ)が常駐します。
- (2) 学習の場を通した子どもの居場所となっており、イベントも開催します。
- (3) 進路や勉強、子育てに関する相談に応じます。

詳しくは子育て支援室までお問合せください。



# 【高校生】

## 私立高等学校等授業料補助制度

TEL23-6625

(FAX23-6558)

教育委員会事務局 教育政策課 総務政策係 福祉会館4階

私立高等学校等に在籍する者の保護者等、授業料を負担しているかたに、授業料の一部を補助します。それぞれの制度に要件や制限がありますので、ホームページ等でご確認ください。



### 1 対象者

私立高等学校(全日制、又は定時制)・私立中等教育学校(後期課程に限る。)又は私立専修学校(修業年限が、3年の高等課程に限る。)に在籍する生徒の授業料負担者(保護者)

### 2 補助金額

年額 12,000 円(最大) 所得制限あり

### 3 申請先

在籍校で取りまとめ申請の場合は、在籍校へ(在籍校から案内があります。)

上記以外の場合は、教育委員会事務局教育政策課総務政策係へ

## 高等学校等在籍者の家庭への負担軽減制度

【私立高等学校等】 愛知県 学事振興課 私学振興室 助成グループ  
 【愛知県立高等学校】 愛知県教育委員会事務局 財務施設課 振興グループ

高等学校等に在籍する生徒のいる家庭に対し経済的負担を軽減する制度があります。それぞれの制度に要件や制限がありますので、ホームページ等でご確認ください。

制度の内容	私立	公立
入学金補助	対象: 愛知県内の私立高等学校 私立専修学校高等課程 (通信制高等学校は学校指定あり) 所得制限: あり 申請先: 入学校	対象: 愛知県立高等学校 所得制限: あり 申請先: 入学校
授業料補助	対象: 愛知県内の私立高等学校 私立専修学校高等課程 所得制限: あり 申請先: 在籍校	対象: 愛知県立高等学校 所得制限: あり 申請先: 在籍校
奨学給付金	対象: 私立高等学校 中等教育学校後期課程 専修学校高等課程 所得制限: 生活保護受給世帯 非課税世帯	対象: 全日制、定時制、 通信制、専攻科 所得制限: 生活保護受給世帯 非課税世帯

## 【大学・短大・専門学校生】

### 岡崎市の奨学金制度

TEL23-6438

(FAX23-6558)

教育委員会事務局 教育政策課 総務政策係 福祉会館4階

経済的な理由により大学等の修学にお困りのかたに、修学に必要な資金を貸付ける奨学金制度があります。資格条件など詳しくは、ホームページ等でご確認ください。



#### 1 貸付金額

年額 400,000 円(無利子)

#### 2 申込み

申込み期間内に教育委員会事務局教育政策課総務政策係へ

## その他修学支援制度

### 日本学生支援機構(JASSO)

授業料等の免除・減額と給付型奨学金、貸与型奨学金の制度があります。所得制限など要件がありますので、詳しくはホームページでご確認ください。



#### 1 対象

国の認定を受けた大学、短期大学、高等専門学校(4年、5年)、専門学校に通う学生で以下の要件を満たしていること。

- (1) 世帯収入や資産の要件
- (2) 進学先で学ぶ意欲がある学生

#### 2 申込み

予約採用申請→在籍する高校から3年次に申請

在学採用申請→在籍する大学、短大、高専、専門から春と秋に申請

### 日本政策金融公庫(国の教育ローン)

家庭の経済的負担の軽減、教育の機会均等の目的のため創設された公的な融資制度です。ご家庭の状況に応じて金利の優遇制度等があります。所得制限など要件がありますので、詳しくはホームページでご確認ください。



## 3 子育て支援

### 子育て短期支援事業

TEL23-6745  
(FAX23-6833)

家庭児童課 児童相談係 福祉会館3階

保護者の傷病、看護、冠婚葬祭、出張等により家庭において児童の養育を行うことが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において7日以内の宿泊を伴った一時預かりを行っています。

市民税の課税状況等により利用者負担金が異なります。

事前に家庭児童課児童相談係までお問い合わせください。



### 一時預かり保育事業

TEL23-6144  
(FAX23-6540)

保育課 管理係 福祉会館3階

保護者の就労、傷病、出産、又は育児疲れの解消等のために、一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス事業です。一時預かりを実施している園や利用条件等はホームページでご確認ください。

#### 1 対象者

- (1) おおむね生後6か月以上(発達状況によります)の就学前児童。
- (2) 原則、保育園・認定こども園・幼稚園等に在園していない児童。



#### 2 保育時間

- (1) 平日:8時~16時
- (2) 土曜日:8時~12時30分

#### 3 保育料

日額2,000円(保育要件を満たす方は、無償化の対象となる場合があります。)

### ファミリー・サポート・センター

TEL87-5050  
(FAX87-5051)

ファミリー・サポート・センター(家庭児童課内) 福祉会館3階

「子育ての手助けをしてほしいかた(市内在住在勤で小学生以下の子どもを養育しているかた)」と「子育てのお手伝いをしたいかた(市内在住)」が会員となり、互いに助け合いながら活動する会員組織です。

保育園などへの送迎、保護者の通院や仕事の都合、買い物等外出の際などに子どもを預かってもらうことができます。

援助に対する報酬(利用料)が必要です。

ご利用には事前登録が必要です。(要予約)

詳しくはホームページをご確認ください。



# 児童育成センター

TEL 23-6330

(FAX 23-7292)

こども育成課 放課後対策係 福祉会館3階

児童育成センターとは、仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所(放課後児童クラブ)です。



## 1 対象・資格

昼間、仕事などで家庭に保護者がいない小学生

## 2 利用時間

(1) 平日:授業終了後～午後7時

(2) 土曜日・長期休暇:午前8時～午後7時

長期休暇期間の月～金曜日、学校代休日及びキッズデイズは、事前にお申込みいただいたかたは午前7時30分から別料金でご利用いただけます。

土曜日は利用児童が少ないため、一部のセンターのみ土曜日拠点として開所いたします。

土曜日拠点となるセンターは、利用許可後の手続き時にご案内いたします。

## 3 育成料

月額7,000円(おやつ代は別途負担)

生活保護法による支援給付、**児童扶養手当法による手当を受給する世帯**は減免制度の対象となる場合があります。別途、減免申請書、証明等の写しが必要です。

## 4 申込み

通年利用と長期休暇利用で募集期間が異なるため、詳しくはホームページでご確認ください。

# 民間児童クラブ

TEL 23-6440

(FAX 23-7292)

こども育成課 施策係 福祉会館3階

岡崎市には、公立の児童育成センターの他に、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の届出をしている民間事業者が運営するクラブ(民間児童クラブ)があります。民間児童クラブについては、時間延長や祝日開所、イベント、習い事オプションなど、公立の児童育成センターでは行えない独自のサービスを実施しているところもあります。

お申し込み方法、開所時間、会費、空き状況、対応できる学区等、詳細については各施設に直接お問い合わせください。



## 利用料軽減

民間児童クラブを利用する児童の保護者負担を軽減するため、利用料の一部を補助します。

家庭状況に応じて、補助金の額や申請の時期が異なりますので、詳しくはホームページでご確認ください。



## 子ども食堂

TEL 47-7955  
(FAX 47-7956)

岡崎市社会福祉協議会 総務課 事業係  
ボランティアセンター

子ども食堂とは、地域と子どもがつながる「地域食堂(地域の居場所)」で子どもが一人でも安心して利用することができる居場所です。多くは地域の方がボランティアで運営しており、無料または低額で食事をすることができます。子どもだけではなく、親子で利用することもできます。

岡崎市では、32 か所(令和6年3月現在)の子ども食堂が各地域で開催されています。各食堂の開催場所や日時、内容等の詳細は岡崎市社会福祉協議会のホームページでご確認ください。



## 子ども・若者総合相談センター

TEL 64-6665

岡崎市子ども・若者総合相談センター(わかサポ) 福祉会館2階

子ども・若者総合相談センター(わかサポ)は、不登校・ひきこもりなど社会生活を営むうえでの困難を抱えるおおむね39歳までの子ども・若者世代の悩みを相談員がお聞きし、解決の方法を一緒に考えます。相談は無料、相談者の個人情報には遵守します。本人、家族などどなたからでも相談いただけます。

### 1 受付時間

月～金曜日 8時30分～17時15分

### 2 受付予約

電話、Eメール、LINEのいずれかから予約

### 3 主な取り組み

#### (1) 一般相談

子ども・若者に関する悩みについて相談を受け、解決策を提案します。

#### (2) 専門相談

相談員が支援計画を作成した上で継続的に助言を行います。(予約制、1回50分程度)

#### (3) アウトリーチ

来所が困難と認められた方に対し、自宅等へ相談員が訪問し相談に応じます。

#### (4) 初期支援(居場所づくり)

長期間のひきこもりや不登校等により、社会に出ることを困難に感じているかたへの初期支援として、関係機関への同行や、生活習慣や社会生活の基本を身に付けるためのセミナーなどを開催します。



## 4 就業支援

### 母子家庭等就業支援センター事業

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎 1階⑫窓口

ひとり親家庭や寡婦のかたの就業を促進するため、無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行っています。当事業は、名古屋市にある愛知県母子寡婦福祉連合会に委託しています。



#### 1 無料職業紹介

就職を希望されるかたに、求人情報の提供・求職紹介を行います。ご利用には登録が必要です。

#### 2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。

- (1) 講習内容: パソコン講習・介護職員初任者研修等 (年によって講習内容は変更があります。)
- (2) 日 程: 講習内容により、曜日と回数が異なります。(7回~20回)
- (3) 定 員: 各講習 20名(応募者多数の場合、抽選)
- (4) 申込方法: 各講習の募集期間に、市役所子育て支援室に備え付けの申込用紙を提出してください。
- (5) 受講料: 無料(教材費及び交通費は自己負担)

### 児童扶養手当受給者の就労支援

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎 1階⑫窓口

ハローワーク岡崎、岡崎市就労サポートセンターでは、児童扶養手当を受給されているかたのお仕事探しの支援を行っています。初めての相談から、担当制、予約制で対応します。支援をご希望のかたは、申し込みが必要です。子育て支援室ひとり親相談支援係までご相談ください。

#### 1 対象者

市内に住所を有し、児童扶養手当の支給を受けているかた。

#### 2 支援先

ハローワーク岡崎、岡崎市就労サポートセンター(詳細は次頁表参照)

#### 3 申込先

子育て支援室ひとり親相談支援係



## その他の就職・職業相談機関

機関の種別	相談内容	相談場所	電話・FAX 番号
ハローワーク岡崎	職業相談・紹介・資格取得など	岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎1階(北'ックセンター隣)	TEL 52-8609(代表) FAX 58-8617
		月～金曜(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分	
岡崎市就労サポートセンター	職業相談・紹介など	岡崎市役所 西庁舎南棟1階	TEL 23-6927 FAX 23-7186
		月～金曜(土日、祝日、年末年始除く) 8時45分～11時30分、 13時～16時30分(予約優先)	
あいちマザーズ ハローワーク	子育てしながら再就職を希望されるかたを対象とした職業相談、職業紹介など	名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル3階	TEL 052-855-3780 FAX 052-688-5777
		月～金曜(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分	
ハローワーク刈谷 マザーズコーナー	子育てしながら再就職を希望されるかたを対象とした職業相談、職業紹介など	刈谷市若松町1-46-3	TEL 0566-21-5002 FAX 0566-21-5055
		月～金曜(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分	
愛知福祉人材センター	福祉に関する仕事の紹介	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館5階	TEL 052-212-5519 FAX 052-212-5520
		月～金曜 9時～17時 第2・4土曜日 10時～16時 (土(第2・4を除く)、日、祝日、年末年始除く)	
内職相談 (西三河県民相談室)	愛知県労働協会が行う内職の相談、あっせん	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	TEL 27-0800
		毎週火曜(土日、祝日、年末年始除く) 10時～正午、13時～15時	

# 母子・父子家庭自立支援給付金

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎 1階⑫窓口

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格を取得するために、給付金を支給する制度です。いずれも受講前に母子・父子自立支援員への事前相談(要予約)が必要です。



## 自立支援教育訓練給付金 (資格取得にかかる費用の一部支援)

### 1 対象者

市内に住所を有し、自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けているかた。

### 2 対象講座

厚生労働大臣が指定した「教育訓練講座」の対象講座であること。

### 3 申込み

講座受講前と、受講修了後に申請が必要です。詳しくは受講申込前までに担当までお問い合わせください。

## 高等職業訓練促進給付金 (修業期間中の生活費の支援)



### 1 対象者

市内に住所を有し、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準であるかた。

### 2 対象資格

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に有利な資格。

### 3 申込み

その他支給条件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 (講座受講にかかる費用の一部支援)

### 1 対象者

母子家庭の母及び父子家庭の父、ひとり親家庭で扶養されている20歳未満の児童で、市内に住所を有し、自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等により自立を図るための活動を行うかた。

就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められるかた。

### 2 申込み

講座受講前と受講修了時、全科目合格時に申請が必要となります。詳しくは受講申込前までに担当までお問い合わせください。

## 5 住宅支援

### 母子生活支援施設への入所

TEL23-6776  
(FAX23-6833)

家庭児童課 家庭相談係 福祉会館3階

母子生活支援施設は、生活上のさまざまな問題により児童の養育が十分できない場合に、児童と一緒に入所できる施設です。市民税の課税状況等により、利用者負担金が異なります。

入所に際しては、事前に面接相談が必要です。(要予約)

### 市営住宅への入居・家賃減免

TEL23-6320  
(FAX23-6821)

岡崎市営住宅管理センター 西庁舎1階

入居については、常時募集及び抽選募集により受付をしています。新設団地等ある程度まとまった戸数を抽選募集するときは、ひとり親世帯等を対象とした優先枠を設定する場合があります。また、既に入居されているかたについては、収入が一定の基準に満たない世帯及びひとり親世帯の家賃を減免する制度があります。



### 県営住宅の入居等

TEL23-1863

愛知県住宅供給公社三河住宅管理事務所 (県西三河総合庁舎)

県営住宅における母子世帯等を対象とした福祉向け住宅の入居等に関しては、三河住宅管理事務所にお問い合わせください。



### 民間賃貸住宅への入居等に関する相談

TEL23-6880  
(FAX23-6208)

住宅計画課 居住支援係 西庁舎地下1階

住宅の確保が難しい方の民間賃貸住宅への入居等に関する相談を受けています。相談内容から相談者に必要とされる支援を整理した上で、大家等に情報をつなげるなど、住宅の確保に向けた支援をしています。

## 6 困ったときの相談

### ひとり親家庭相談

TEL23-6769

(FAX23-7279)

子育て支援室 ひとり親相談支援係 東庁舎 1階12窓口

ひとり親家庭等の生活上でお困りのこと、子どものこと、養育費のこと、就業に関すること、各種支援制度に関することなど母子・父子自立支援員が相談に応じます。(予約優先)



### 家庭児童相談

TEL23-6745

(FAX23-6833)

家庭児童課 児童相談係 福祉会館3階

子どもの養育上の悩みごとなどに関する相談窓口です。



### DV相談

相談種目	相談内容	相談日時	相談担当
<b>DV相談</b> (面接・電話) (面接相談は予約制)	配偶者・パートナー等からの暴力	土・日・祝日を除く毎日 8時30分～17時	家庭児童課家庭相談係 福祉会館3階 TEL 23-6778



### 女性相談

相談種目	相談内容	相談日時	相談担当
<b>女性相談(エール)</b> (面接・電話) (面接相談は予約制)	女性をとりまく悩みごと、困りごと	土・日・祝日を除く毎日 8時30分～17時	家庭児童課家庭相談係 福祉会館3階 TEL 23-6778
		水曜を除く毎日 10時30分～16時30分	家庭児童課家庭相談係 TEL 23-3241
<b>女性のための法律相談</b> (事前に女性相談が必要です。)	女性をとりまく、民事上の法律问题	第2・4火曜、第4土曜 14時～16時	家庭児童課家庭相談係 TEL 23-3241
<b>女性悩みごと相談</b>	家庭内の不和やいざこざ、夫の暴力	土・日・祝日を除く毎日 9時～17時 (受付16時まで)	県女性相談センター 西三河総合庁舎9階 (西三河駐在室内) TEL 27-2719




### 男性相談

相談種目	相談内容	相談日時	相談担当
<b>男性相談</b> (電話)	人間関係、家族、夫婦、生き方など男性をとりまく悩みごと	水曜 17時～20時	家庭児童課家庭相談係 TEL 080-2639-2111



## その他相談

相談種目	相談内容	相談日時	相談担当
弁護士法律相談 (予約制)	民事上の法律問題の相談(養育費や離婚等)	月・水・木曜 13時～16時 (祝日・年末年始除く)	防犯交通安全課市民相談係 市役所東庁舎2階 
生活相談	相続・離婚などで生じる困りごとの相談	月～金曜 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始除く)	TEL 23-6492 FAX 23-6626
養育費相談	養育費の取り決め方法、取り決めた養育費が不払い、離婚時に養育費取り決めをしなかったなど養育費についてのさまざまな相談	電話相談 月～金曜 10時～16時 (祝日を除く)	愛知母子・父子福祉センター (名古屋市北区金田町) 
		司法書士による面接相談 火曜 13時30分～14時30分 (祝日除く) 要予約	TEL 052-915-8816 FAX 052-915-8444
		電話相談 平日(水曜を除く) 10時～20時 水曜 12時～22時 土曜・祝日 10時～18時	養育費等相談支援センター (東京都豊島区西池袋) 
弁護士相談 (予約制)	離婚・親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題について、専門の弁護士による特別相談	予約受付時間 月～金曜 9時～17時30分 (祝日除く) 実際の相談は各地区の弁護士事務所へ	愛知母子・父子福祉センター (名古屋市北区金田町) 
法テラス三河 (予約制)	法的トラブルの困りごと相談	予約受付時間 月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	法テラス三河 市役所西庁舎南棟1階 
児童相談	子どもの養育上の問題・虐待・非行・発達障がいなどの相談	月～金曜 8時45分～17時30分 (祝日・年末年始除く)	県西三河児童・障害者相談センター 西三河総合庁舎9階 
すくすくテレホン	就学前の子どもをもつ親の子育てに関する相談	月～土曜 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始除く)	総合子育て支援センター 城北保育園3階 
教育相談	就学・特別支援教育・いじめ・長期欠席に関する面接相談(要予約)	予約受付時間 月～金曜 9時30分～17時 土曜 9時30分～12時 (祝日除く)	そよかぜ相談室 教育相談センター内 
岡崎市 こころホットライン	様々なこころの悩みに関する相談	電話相談 月～金曜 16時30分～20時30分 (祝日・年末年始除く)	健康増進課 こころの健康推進係 
精神保健福祉相談	うつ、ひきこもりなど精神的な悩みを抱える本人、家族等の相談	精神保健福祉士、保健師等による面接相談 月～金曜 9時～16時 (祝日・年末年始除く)	健康増進課 こころの健康推進係 岡崎げんき館2階 

# 岡崎市ひとり親家庭支援 LINE アカウント 友だち募集中

ひとり親家庭向けの情報を  
いち早く配信します。

お友だち登録で  
最新・お得な情報をお届け  
ぜひご登録を

登録しよっと



## ひとり親家庭のための福祉のしおり

令和6年4月

編集・発行 〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市こども部子育て支援室

TEL 0564-23-6769

FAX 0564-23-7279